

令和2年度第4回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和2年7月10日

場所 コミュニティセンター未来館
2階 集会室

令和2年度第4回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室

2. 開会日時 令和2年7月10日(金) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和2年7月10日(金) 午後2時47分

4. 出席農業委員(13名)

1番	乙部繁作君	2番	沼尾京子君
3番	蛭名勲君	4番	蛭沢清子君
5番	沼尾幸一君	6番	竹内勝子君
8番	高松克彦君	9番	沢田兼美君
10番	中野一男君	12番	木村豊三郎君
13番	甲地俊隆君	14番	新山忠幸君
15番	小野寺正八君		

5. 欠席農業委員(2名)

7番	米内山寧夫君	11番	甲地武彦君
----	--------	-----	-------

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

上野(上)	蛭名賢一君	旭	笹倉隆悦君
-------	-------	---	-------

7. 欠席農地利用最適化推進委員(3名)

花向町	野田亮広君	甲地	岡山粕男君
千代畑	江刺家栄作君		

8. 会議に付した案件

- 報告第13号 農地の転用事実に関する照会について
報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第15号 使用貸借合意解約書の受理について
議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第12号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

3番 蛭 名 勲 君 4番 蛭 沢 清 子 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

参事・事務局長 蛭 澤 博 幸 事務局主査 荒 木 浩 美

11. 書 記

事務局副参事 河 島 徳 悦

—— 開会 午後1時30分 ——

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長
(蛭澤博幸
君)

総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。
「こんにちは」
着席願います。

事務局長
(蛭澤博幸
君)

ただいまから、7月3日に招集通知しました、第4回東北町農業
委員会総会を開催致します。
本総会の出席委員は、13名で、定足数に達しておりますので
総会は成立致しました。
尚、農地利用最適化推進委員2名の出席があります。
本日、7番 米内山 寧夫 委員、11番 甲地 武彦 委員よ
り、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、
ご報告致します。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局長
(蛭澤博幸
君)

ありがとうございました。
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は
会議の議長となり、議事を整理する事になっていきますので、会長
より議事進行をお願いします。

会 長
(乙部繁作
君)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

(開 議)

議 長
(乙部繁作
君)

これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告3件、議案3件であります。
充分なるご審議をお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議事録署名者の指名・書記の任命)

議 長
(乙部繁作
君)

日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題と
します。

お諮りします。

議長の私から指名する事に、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議 長
(乙部繁作
君)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名する事に決定しました。

議事録署名者には、3番 蛭名 勲 委員、4番 蛭沢 清子 委
員を指名致します。

尚、書記には、河島副参事を任命致します。

(会期の決定)

議 長
(乙部繁作
君)

日程第2 会期の決定について、議題とします。

総会の会期は、本日1日とする事に、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議 長
(乙部繁作
君)

異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とする事に決定しまし
た。

議 長
(乙部繁作
君)

日程第3 報告第13号 農地の転用事実に関する照会につい
て、議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事 務 局 長
(蛭澤博幸
君)

1ページをお開き下さい。

報告第13号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったの
で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告
するものです。尚、現地確認は、7月3日、農業委員2名(竹内
勝子 委員 及び 沢田 兼美 委員)と事務局職員2名により
遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認してい
ます。

事務局長
(蛭澤博幸君) 2ページをお開き下さい。
受付番号11番から15番、5件について説明致します。

(事務局 受付番号11番から15番 5件朗読説明省略)
以上、5件です。

議長
(乙部繁作君) ただいま、事務局より報告第13号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なしの声)

議長
(乙部繁作君) 質疑なしと認め、報告第13号は原案のとおり報告済と致します。

議長
(乙部繁作君) 日程第4 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による
届出書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長
(蛭澤博幸君) 3ページをお開き下さい。
報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受
理について、この事について、別紙のとおり農地法第3条の3第
1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

4ページをお願いします。
(事務局 18番から23番 6件朗読説明省略)
以上、6件です。

議長
(乙部繁作君) 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑あ
りませんか。

委員(蛭名
勲君) 19、22番についてお伺いします。19番は本人が耕作しているとの
事ですが、居住地が八戸市でどのように耕作しているのか。22番は本
人が仙台市に住んでいて自己管理中となっておりますけれども、どの様な
状況で管理しているのかお伺いします。

- 事務局長
(蛭澤博幸君)
- はい、19番の方については備考欄に記載していますが、1、2行目の田んぼ2筆は貸しております。その他の農地については自ら耕作しているという事ですが、実はご本人が東北町出身でこちらに親族も住んでおります。ご本人も八戸から来ていますが、親族の方が中心に耕作し、自分も土、日曜日等は来ているそうです。
- 22番の方については、自己管理中という事で仙台に居住していますが草刈等の管理を、仙台から来て行なっている事を伺っております。以上です。
- 委員(蛭名勲君)
- はい、解りました。
- 議長
(乙部繁作君)
- そのほか、質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議長
(乙部繁作君)
- 質疑なしと認め、報告第14号は原案のとおり報告済と致します。
- 議長
(乙部繁作君)
- 日程第5 報告第15号 使用貸借合意解約書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明を願います。
- 事務局長
(蛭澤博幸君)
- 6ページをお願いします。
報告第15号 使用貸借合意解約書の受理について、この事について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので、報告するものです。
- 7ページをお願いします。
(事務局 受付番号4番 1件朗読説明省略)
以上、1件であります。
- 議長
(乙部繁作君)
- 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。
(質疑なしのとき)

- 議長
(乙部繁作君) 質疑なしと認め、報告第15号は、原案のとおり報告済と致します。
- 議長
(乙部繁作君) 日程第6 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長
(蛭澤博幸君) 8ページをお願いします。
議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり、(1)所有権移転8件、許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。
- 9ページをお願いします。
所有権移転(8件)について説明致します。
- (事務局 受付番26番から33番 8件朗読説明省略)
以上、8件であります。
- 議長
(乙部繁作君) 只今、事務局より、所有権移転 受付番号26番から33番まで8件の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。
- (質疑なしのとき)
- 議長
(乙部繁作君) 異議なしと認め、議案第10号は、原案のとおり許可する事に決定しました。
- 議長
(乙部繁作君) 日程第7 議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長
(蛭澤博幸君) 12ページをお願いします。
議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により別紙の通り許可申請書の提出があったので、県知事に送付する為の意見を求めるもので受付番号2番から3番、2件について現地調査が行われております。

事務局長
(蛭澤博幸君)

13ページをお願いします。
尚、申請箇所的位置等は14ページから16ページのとおりです。

(事務局 受付番号2番から3番 2件朗読説明省略)
以上2件です。

議長
(乙部繁作君)

ただいま、事務局より、説明が終わりました。
これには、現地調査が行われていますので、6番 竹内勝子 委員より
現地調査の報告をお願いします。

委員(竹内勝子君)

議案第11号の現地調査の報告を致します。
13ページ、2番の申請地は、7月3日に沢田兼美 委員及び事務局と
現地に行き、申請者 立会のもと現地調査を行いました。
申請地は、東北町役場分庁舎より東北東へ約4.1kmの距離にあり、
土場川流域に広がる水田地帯に接近した、農業振興地域整備計画におけ
る農用地区域に位置し、転用の目的は砂利採取による一時転用です。
現況においては境界が明確であり、周辺への被害防止対策として危険防
止柵が設置され、また汚濁水の流出防止の為に沈殿池が設置される等、
周辺に被害を及ぼす影響も無いとみられ、事業完了後は農地に復元する
誓約もなされている事から、許可相当と判断してまいりました。
次に3番の申請地は、申請者 立会のもと現地調査を行いました。
申請地は、東北町役場分庁舎より、南へ約2kmの距離にあり、周辺に
は、山林を中心とした一団が存在している。現況は、登記簿地目が山林
であるが現況地目が畑である為、今回転用申請が提出されています。
近隣は国道394号線が通り交通の便も良い地域であるが、周囲全てが
山林で分断され、今回建設する施設の周囲30mを保全地域として環境
保全に努め、造成工事を行います。土砂流失の虞はないものと思われ
ます。
また、環境衛生につきましても近隣町村を含めて協定書を結び環境にも
配慮する計画である事。更には、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼ
す影響は無いとみて、許可相当と判断してまいりました。

議長
(乙部繁作君)

ご苦労様でした。
ただいま6番 竹内 勝子 委員より現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご質疑等ございませんか。

委員（木村豊三郎君） 勉強の為の質問。普通は農地を宅地にするには転用許可申請、山林等にする場合は地目変更が必要ですが、この場合は地目変更が要らないわけですか。受付番号3番は、登記簿地目が山林ですが現況地目が畑なので現地調査に行って来たという事ですね。登記簿地目が山林等の場合、農地に地目変更する手続きとかは要らないのかな。皆で覚えておいた方がよいと思い今質問してみました。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、森林を伐採する場合は、必ず伐採届を農林水産課へ出さなければなりません。山林を農地に変える場合、それも農林水産課へ届出が必要なのですかね。そこまで詳しくなく私も勉強不足で申し訳ありません。本来は地目変更するのが当然ですが、それを行わないで木を伐採後に伐根し畑として利用していた経緯となります。登記簿地目が山林、現況地目が畑なので転用申請が必要となり申請書を出して頂いたという事になります。

去年の夏過ぎに申請者さんから委託を受けている設計屋さんが事務局へ相談にいらして、転用許可申請の必要がありますかという内容になりました。場所はどちらですかとグーグルマップにて確認した所、農地っぽいと判明しました。その後、改めて私と副参事で現地へ行き農地であると確認しました。地権者から話を伺うと去年あたりまで、にんにく等の作付けをしていたと判明しました。結果、現況もですがヒヤリングにて農地として利用していた事が判明した為、委託を受けている設計屋さんへ現況が畑である事を確認して来ました。転用許可申請が必要だと指示していた所です。補足ですが申請者さんは、現在合併して社名変更しており、元々は三沢市内の会社等が合併して今の名称となりました。八戸市に本社があり卵、ブロイラー等、大規模に経営している会社だそうです。

委員（木村豊三郎君） はい、だいたい解りました。

委員（高松克彦君） 今回の申請地の全体面積が約2.1haですね。今回の申請地番の所有権は今後全て移転するのに開発面積は12,091.88㎡でいいのですか。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、説明致します。16ページの図面にありますが、この事業計画面積全体が約2.1haになります。申請地の外にも10何筆ほどあります。すべての筆の合計が約2.1haとなり、転用するのは申請地番の総面積のうち12,091.88㎡が農地になっている為、内表示で転用をするという事になります。

委員（高松克彦君） それでは、申請地は何㎡ですか。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、申請地の総面積は28,184㎡になります。

委員（高松克彦君） では、28,184㎡は16ページの図面のどの鶏舎番号辺りになりますか。

事務局長（蛭澤博幸君） 16ページの図面では、28,184㎡は掲載していません。転用面積の12,091.88㎡のみ掲載となります。

委員（高松克彦君） どの辺になるのですか。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、16ページの図面右下の黒く濃く線が引かれている部分があります。鶏舎番号7、8番の辺りが転用する面積12,091.88㎡となります。そこから左手の鶏舎番号1、2番よりと9番よりに残面積が広がっています。

委員（高松克彦君） 28,184㎡は、16ページの図面の鶏舎番号7、8番、1、2番と9番より側の合計が28,184㎡であると。そのうちの鶏舎番号7、8番を令和3年8月30日までに鶏舎として利用するという事でよろしいですか。そして順次、鶏舎番号1番から北の方に向かって建設して行きますよ。と、会社が約21ha経営するという事でよろしいですね。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、そうなります。

委員（高松克彦君） はい、解りました。次に農地法の対象外、その他の森林法、都市計画法開発許可、それから水質汚濁防止法、土壌対策汚染防止法、こっちの関係は今現在この開発に係わってどうなっていますか。

事務局長
(蛭澤博幸君) はい、高松委員が質問された汚濁防止法、更には民地法開発ですか等々の許可に関しても全て各方面に許可申請書を出して協議中との事でございます。そこは確認させて頂いております。

委員(高松克彦君) 現在、何々を協議中ですか。

事務局長
(蛭澤博幸君) はい、例えば道路法第24条の道路占用の関係、後は法定外道路に関する開発許可等ですね、民地開発と公害防止関係です。

委員(高松克彦君) 公害防止とは何ですか。

事務局長
(蛭澤博幸君) はい、公害は環境関係とお聞きしています。環境衛生と言うのですかね。

委員(高松克彦君) 都市計画法、水質汚濁防止法、土壌対策汚染防止法はどうなっているのか。

事務局長
(蛭澤博幸君) はい、都市計画法については伺っておりません。

委員(高松克彦君) 伺っていないとは。

事務局長
(蛭澤博幸君) はい、私の方ではどの程度の方面までの許可が必要なのか判らない部分がありますので、必ず協議致します。協議した場合、協議書の写しを添付し、協議中という事をお知らせするように転用許可申請時にお問い合わせしております。その際に、そちらの件が下りないと転用許可も下りませんという事も申し添えております。

委員(高松克彦君) 申請地付近は用途地域に入っているのですがこの地域に近い場所の鶏舎の経営規模はどうなのか。非常に農地法よりも都市計画法等、そちらの方で十分に規制をして頂けないのかな。1番気になるのが鶏糞の処理、匂いの単位を忘れてましたが、匂いが非常にあるとこれは学校にもいきます

委員（高松
克彦君）

ね。その辺の匂いの対応等は農林水産課か環境ですかね。そこについて、どうなっているか聞いていますか。匂いの単位は ppm ですが、どの位抑える、こういう事をしている等の対策について。また調整池ですが、申請地番は非常に赤川に近いです。鶏舎に何羽の鶏が入るか分からないが、凄く糞が出ますよね。

この調整池で今後ゲリラ豪雨や過去に無いような様々な水害等が起きた時に、それを考慮すれば、この調整池の位置を道路沿いに持ってきて頂ければ、赤川からとにかく離す、一旦赤川に流れ出れば小川原湖に繋がってシジミまでいくので、そのへんを考慮できないのか。将来の話ですが実際鶏舎番号 7、8 番を造る段階で、調整池も造るのですからね。その事についてお聞かせ下さい。

事務局長
（蛭澤博幸
君）

はい、河川の流量調査という事で、県民局さんと協議して了解するという回答書になっております。ここに調整池を造って場内の水を全部集めると、ある程度浄化沈殿して良い水を作り、塩化ビニール管を使用し田んぼの中を越えて赤川に放流すると、赤川区域に森林組合があるのですが、この協議をして承諾を得ているという事です。場所的な部分ですが申請地付近地区の精米所から田んぼ沿いに下がって行く道がありますが、七戸町さんとの境目に山林地域が広がる一角となります。匂いについて確認した所、同じような経営をしている町内の会社はかなり匂いが出たという事です。鶏の卵のみ採取する為、羽数が非常に多く影響が出やすかったみたいです。今回の計画は、ブロイラーもやるので入る鶏の数も少なく、施設自体も最新技術で匂いも出ないような造りと伺っています。竹内委員からも報告を頂きましたが、現在ある森林は伐採せず鶏舎から約 30m 位は保全区域として残して環境にも配慮しますよ。というお話は伺っております。

委員（高松
克彦君）

16 ページの鶏舎番号 7、8 番の部分を来年の 8 月までに完成する予定ですが、調整池は当面造らないという事でよろしいのですね。今回の事業計画は、あくまでも鶏舎番号 7、8 番の 12,091.88㎡だと調整池の分は入っていません。と、完成してから鶏舎番号 7、8 番にはウンコをしない、匂いを出さない鶏だけを扱うのですか。

事務局長
（蛭澤博幸
君）

はい、事業計画の中で鶏舎番号 7、8 番は令和 3 年 8 月 30 日までに建設予定です。工程については今年伐採工事から入り、造成工事が来年の春先から鶏舎については秋口から徐々に建設を進める計画です。造成工事が終わり次第、排水工事も並行して進める予定になっております。調整池に関しては今年の 12 月早々に着工する計画書になっております。

委員（高松克彦君） 先に調整池を造る、鶏舎も来年8月までに造り、8月30日の段階で完成した場合は、鶏は一切入らず調整池も完成した以降に鶏を入れるという事でよろしいですか。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、鶏舎がすべて完成してから稼働すると伺っています。

委員（高松克彦君） では、鶏はいつ頃入るのですか。

事務局長（蛭澤博幸君） 事業計画書の中身から行きますと、鶏舎がすべて完成してからとなりますが電気工事等もありますので、最終的に令和4年6月位に全て完了という計画になります。

委員（高松克彦君） 施設の完了時期ではなく鶏自体はいつ入るのですか。

事務局長（蛭澤博幸君） すべてが完了してからではないと鶏は入らないという事です。設備も出来ていないので、できた暁と伺っていましたので、だから令和4年6月以降でないと鶏その物が入れないと。施設が出来ないと入れないという事になります。

委員（高松克彦君） 直接、農地法と関係ないのですが16ページの左側下にインフルエンザ埋却地、最近この手の事に凄く敏感になっておりまして道路端でこのようなインフルエンザ埋却地を造るのですか。これはなんですか。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、大変申し訳ありません。インフルエンザ埋却地については、私も聞いておりませんでした。道路というのは、場内の道路になります。国道394号線の端ではございません。今回の転用と違う場所なので詳しい確認はしておりませんでした。

委員（高松克彦君） 鳥インフルエンザも人間に対して色々ありますよね、その点は確認して頂いても宜しいですか。

委員（甲地俊隆君） 16ページの図面を見ますと、下の1番から12番までは採卵施設でしょうか。上側の施設がブロイラーになりますね。場内にある調整池に上下水道、汚水、糞尿処理したものや雨水を集める予定ですね。先ほど高

- 委員（甲地俊隆君） 松委員がお話したゲリラ豪雨が発生した場合、川に流出する危険性が高いのと調整池に溜まった沈殿物を一時仮置きする処理を行う施設が、見当たらないのが不安なのですがどうなっていますか。
- 事務局長（蛭澤博幸君） はい、1から12番の鶏舎については雌鶏が入ります。上側5棟は雄鶏の表示になりますのでブロイラー施設と理解して頂ければ結構です。採卵施設の右下に小さく資材倉庫とありますが、倉庫と右側の事務所隣に卵を置くスペースを設ける計画です。調整池に関しては、設計屋さんが提出された雨量計算等から得たデータを基に設計をおります。ただし、ゲリラ豪雨に対応する等どの位の雨量に対応出来るかについては、伺っておりませんでした。
- 委員（甲地俊隆君） ゲリラ豪雨だけでなく、調整池に沈殿したものを搬出する場合、例えばバキュームカーを適宜入れて処理するのか、何処か別の場所で堆肥化する為に移動する計画がありますか。
- 事務局長（蛭澤博幸君） はい、その点の計画等については伺っておりません。農業委員会ではあくまで転用する場所のお話をメインに聞いておりました。全体的な計画内容、甲地委員がお話しされた部分は確認しておりません。水の話ですが、場内に製品や側溝等を入れてすべての水を一旦集める話は聞いておりました。
- 委員（甲地俊隆君） はい、解りました。
- 委員（木村豊三郎君） これまで色々と質疑が出たので、発言します。農業委員会は農地転用許可に必要な意見を出す立場ですが、自然環境や汚水、臭いに対する許可を出すのはどこですか。
- 事務局長（蛭澤博幸君） はい、基本的には三八地域県民局、上北地域県民局、県の機関です。
- 委員（木村豊三郎君） 本当ですか。今まで出た質問内容は、聞かれても答える事が出来ないのではと、そこの確認をしました。農業委員会で把握出来ていない部分であれば、分かりませんという回答で宜しいのではないですか。知らない事を下手に発言して嘔吐きになってもいけませんから、以上。

委員（高松克彦君） 農業委員会としては、農地法に限って審議すると新設の農地に与える影響、農道があればその農道の利用関係者に被害が及ばないとか。水質汚濁、都市計画、土壌対策汚染等こちらについては、県なりの審議会とか、県の機関で調整してやると思うのですが。農業委員会の総会で出た意見として県の方に意見書を上げる際には、調整池の面積要件をもう少しこれ以上の物を作ってほしいと、それからインフルエンザの埋却地、このような物は極力、鶏舎の近くに寄せるとかですね、そのような意見がありました。という意見書を出して頂きたいなど。そうすれば、農地法上はなんら意義がないと、ただし調整池、インフルエンザについてはそのような措置をお願いしたいと。結局、調整池が溢れて赤川に氾濫して小川原湖に入ってしまうえば様々な半農半漁をやっている方にも影響が相当出ると思うのでそのへんを配慮した意見書を、県の方に進達してほしいなと思います。以上です。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、分かりました。

委員（蛭沢清子君） 字が小さくて良く見えなかったのですが、事務所の所に貯卵室と説明されましたよね。貯卵室と書いてあって私個人として、この鶏舎ではブロイラーで、雛を育てる施設だと聞いていました。貯卵室とは雛を育てて卵を採って出す、その為の貯卵室。少し話が見えなくて理解出来ていなくて、私なりに考えて見ましたが、もしかしてこれは孵化させるための卵なのか。それとも販売する卵なのか、それにより汚水、調整池の事を考えると全然面積と違ってくるような気がしています。大きい成長した雛に餌をどんどん餌付けして、卵を採るような鶏舎であればやっぱり食べた分汚物も多く出る事になります。立ち話、噂話で聞いた事なので良く解らないですが、雛を採る鶏舎で、雛を大きくしてブロイラーとして出す。その話の内容から匂いもそんなに無いので、心配しなくて良い。と聞いた様な気がします。但し、それも定かで無い為確認します。

事務局長（蛭澤博幸君） はい、私も現地立会いの際に代理人から伺いましたが、ブロイラーにする部分と卵を採って売る部分、2つの施設をここに誘致したい。また貯卵室は一時的に卵を常温ではなく冷やす為に建てるとう聞きました。

委員（蛭沢清子君） はい、有難うございました。

議 長 そのほか、質疑はありませんか。
(乙部繁作君)

(質疑なしのとき)

議 長 異議なしと認め、議案第11号は、原案のとおり許可することに決定し、
(乙部繁作君) 許可相当として、県知事に意見を送付致します。

議 長 日程第8 議案第12号 東北町農用地利用集積計画の決定について、
(乙部繁作君) 議題とします。
事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局 長 17ページをお願いします。
(蛭澤博幸君) 議案第12号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

18ページをお願いします。
農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお願いの文書であります。

19ページをお願いします。
最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書賃貸借、受付番号5番、1件について説明致します。
尚、賃貸借及び使用貸借は、農地中間管理事業による為、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センター、でありますので、氏名、住所については、省略させていただきます。
(事務局 受付番号5番 1件朗読説明省略)

20ページをお願いします。
次に、使用貸借、受付番号19番から25番、7件について説明致します。
(事務局 受付番号19番から25番 7件朗読説明省略)

事務局長 24ページをお願いします。
(蛭澤博幸 次に、所有権移転、受付番号7番から9番、3件について説明致します。
君) (事務局 受付番号7番から9番 3件朗読説明省略)
以上、3件です。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。
(乙部繁作 本案について、ご質疑等ありませんか。
君)
(質疑なしのとき)

議長 質疑なしと認め、議案第12号は、原案のとおり承認することに決定し
(乙部繁作 ました。
君)
以上で、本日の日程は、全部終了致しました。
第4回東北町農業委員会総会を閉会致します。

———— 閉会 午後2時47分 ————